

2020年8月6日

各 位

会 社 名 ア ス ク ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O 吉 岡 晃
(コード番号:2678 東証一部)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 執 行 役 員 C F O 玉 井 継 尋
TEL 03-4330-5130

訴訟提起に関するお知らせ

当社は、株式会社宮崎に対し、下記の通り、損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所および年月日

- (1) 裁 判 所 : 東京地方裁判所
- (2) 提 訴 年 月 日 : 2020年8月6日

2. 訴訟を提起した者

- (1) 名 称 : アスクル株式会社
- (2) 所在地 : 東京都江東区豊洲3-2-3 豊洲キュービックガーデン
- (3) 代表者 : 代表取締役社長 吉岡晃

3. 訴訟を提起した相手

- (1) 名 称 : 株式会社宮崎 (以下「宮崎」という)
- (2) 所在地 : 愛知県清須市西須ケ口93番地
- (3) 代表者 : 代表取締役 梅田慎吾

4. 訴訟提起に至った経緯

当社は、宮崎との間で当社が所有する再生資源（段ボール等）を宮崎に継続的に販売する旨の契約に基づき（以下「本件契約」という）、再生資源の販売取引を行ってまいりました。宮崎は同社ホームページによれば1969年設立、2019年5月時点で従業員1,834名を擁する古紙回収業界におけるトップレベルの企業であります。

本件契約に基づく当社と宮崎の合意により、当社物流センター「ASKUL Logi PARK 首都圏」（当時、埼玉県入間郡三芳町所在、以下「本件物流倉庫」という）の端材置場（以下「本端材室」という）において継続的に再生資源の引渡しが行われておりましたところ、2017年2月16

日、宮崎の従業員は本端材室において再生資源の回収運搬作業を行う際、フォークリフトの不適切な使用等により、火災（以下「本件火災」という）を引き起こしました。

当社は本件火災により、本件物流倉庫の全損のほか、近隣住民に対する補償、火災対応のための多大な人件費の投入、代替物流センターの開設といった直接的損失のほか、販売機会の逸失等の間接的損失を含め、多大な損失を被りました。

当社は、本件火災に関する消防作成の火災原因判定書を確認後、2019年4月を初回として宮崎と複数回に渡り面談を行い、本件火災により当社に生じた損害や火災原因を説明するとともに、当社に生じた損害の賠償等に関する宮崎の今後の対応について協議を重ねてまいりましたが、宮崎からは一向に誠意のある回答は得られず、今般、協議による解決が困難であると判断し、本件訴訟の提起に至ったものです。

5. 訴訟内容および請求額

次の金額を請求するものです。

損害賠償金として金 101 億 591 万 6,808 円およびその遅延損害金

6. 今後の見通し

今後の訴訟経過等については、必要に応じて開示していく予定です。

以上